

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業度

法人名

別表十二(八)

令五・四・一以後終了事業年度分

特定原子力発電施設の名称		1		翌期	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円
積立期間		2	・・				
当期積立額		3		当期	当解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
積立当期末の解体費用見積額		4			累積限度超過額(17)	20	
累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$		5		繰越金算入額	その他の場合による益金算入額	21	
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)		6			計(19) + (20) + (21)	22	
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)		7		の	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額		8			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
計 (6) + (7) - (8)		9		算	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25	
積立限度額 ((5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × 当期の月数 当期以後の積立期間の月数)		10					
積立限度超過額 (3) - (10)		11		前算度益			
累積限度基準額 (5)		12					
前算度益				「23」欄			
原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合							
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第9項」※2							
② 「区分番号」欄 : 「00197」							
③ 「適用額」欄 : 「23」欄の金額							
※1 ※2に該当するもの以外							
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)		16		差額の明細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
当期累積限度超過額 (16) - (12)		17			前期における差額 (前期の(26))	29	